

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文【P】

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改正案【P】

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>第六十七条（修習・試験）（略）</p> <p>② 司法修習生は、その修習において、最高裁判所の定めるところにより、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得するよう努めるものとする。</p> <p>③ 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。</p> <p>④ 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。</p> <p>⑤ 前三項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p> <p>第六十七条の二（修習手当の支給） 司法修習生には、その修習のために通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習手当を支給する。</p> <p>② 修習手当の額は、最高裁判所の定めるところによる。</p> <p>③ 前二項に定めるもののほか、修習手当の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>（新設）</p> <p>② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に關する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p> <p>（新設）</p> <p>第六十七條の二（修習期間中、国库から一定額の修習手当を支給する。） 司法修習生は、その修習のために通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習手当を支給する。</p> <p>（新設）</p> <p>第六十七條の三（修習手当の額は、最高裁判所の定めるところによる。）</p> <p>（新設）</p> <p>第六十七條の四（前二項に定めるもののほか、修習手当の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。）</p>
---	--

小3 罰金 戒告
 2422
 402107
 (罰金)
 非公開
 戒告 2227
 930 3247
 公取付工
 債権回収
 司法書士
 2227 (修習生)
 司法修習生の
 2227
 2227
 2227

第六十七条の三（償還金） 修習生手当の支給を受けた

司法修習生が第六十八条第二項の規定により罷免された場合は、支給された修習生手当の総額を超えない範囲内において、最高裁判所が定める金額を国に償還しなればならない。

② 前項の規定による償還義務は、司法修習生本人の死亡により消滅する。

③ 最高裁判所は、精神若しくは身体の障害により第一項の規定による償還をできなくなつた者に対しては、最高裁判所が定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

④ 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の四（修習資金の貸与等） （略）
 ② ⑤ （略）

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生が病

気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は、司法修習生がその義務に違反し、又はその修習を怠つたとき、若しくは司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免又は戒告の処分をするこ

（新設）

5
2
12
610217
23237

第六十七条の二（修習資金の貸与等） （略）
 ② ⑤ （略）

第六十八条（罷免） （新設）

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

とができる。

附 則

1
5 (略)

6 裁判所法の一部を改正する法律案（平成二十九年法律第 号）の施行後に開始される司法修習生の修習を終えた者は、その従事する職務又は業務において、その修習の成果を有効に活用し、公益的活動その他の活動を通じて社会に還元しなければならない。

7 前項に定める者であつて、弁護士法第八条に規定する弁護士名簿に登録された者に前項のために義務付けられる措置については、日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

附 則

1
5 (略)

(新設)

(新設)